

議案第 6 2 号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

本市の財政状況等を勘案して、令和 2 年 10 月 1 日に在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は支給しないこととするため、この条例を制定しようとするものであります。

市長の退職手当の特例に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

この条例の施行の日に在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)第8条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。